

サステナビリティ情報等に関する 開示府令等改正案、公表――金融庁

去る11月7日、金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表した。

本年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告（WG報告）」の提言を踏まえたもの。コメント期限は12月7日。

主な改正内容は次のとおり。

サステナビリティに関する企業の取組みの開示

(1) サステナビリティ全般に関する開示

① サステナビリティ情報の「記載欄」の新設

開示府令を改正する。有報等に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、次の内容を記載する。

- ・「ガバナンス」・「リスク管理」
- ↓必須記載事項
- ・「戦略」・「指標及び目標」↓重要性に応じて記載

また、サステナビリティ情報を有報等の他の箇所に含めて記載した場合には、サステナビリティ

ティ情報の「記載欄」で当該他の箇所の記載を参照できる。

② 将来情報の記述と虚偽記載の責任および任意開示書類の参照

開示ガイドラインを改正する。サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記載について、将来情報に関する経営者の認識およびその前提となる事実や仮定等について合理的な記載がされる場合等には、その将来情報と実際の結果が異なっても、ただちに虚偽記載の責任を負うものではないことを明確にする。

サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載については、その記載情報を補完する詳細な情報について、任意に公表した他の書類を参照することができ、当該任意開示書類の参照自体が有報等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽をもつただちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことを明確化する。

(2) 人的資本、多様性に関する開示

開示府令と開示ガイドラインを改正する。人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針および当該方針に関する指標の内容等について、必須記載事項として、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」において記載を求める。

また、女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「女性の育児休業取得率」および「男女間賃金格差」を公表している会社およびその連結子会社に対して、これらの指標を有報等においても記載を求める。

なお、これらの指標を記載するにあたって、任意で追加的な情報を記載することが可能であること、サステナビリティ記載欄の「指標及び目標」における実績値に、これらの指標の記載は不要であることを明確化する。

(3) サステナビリティ情報の開示における考え方および望ましい開示に向けた取組み
2019年3月に公表された「記述情報の開示に関する原則」の別添（サステナビリティ情報の開示について）が取りまとめられた。WG報告で提言さ

今月の税務

日 付	項 目	備考・コメント
12月12日(月)まで (10日が土曜日、11日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最後の給与支給日の前日まで	② 給与所得の年末調整	
令和5年1月4日(水)まで (12月末日期限は年末・年始につき令和5年1月4日となる)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年9月期) 2カ月延長法人(令和4年8月期) ⑤ 消費税確定申告(1カ月ごと)(10月期) ⑥ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、7月期)	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑤、⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

れたサステナビリティ情報の開示についての期待等を踏まえたもの。今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行う予定。

コーポレート・ガバナンスに

関する開示

開示府令を改正し、次の記載を求める。

- ・取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）
- ・内部監査の実効性（デュアルレポートのの有無等）

・政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要

その他

EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めるため、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」を改正する。

施行・適用関係

改正後の規定は公布日から施行する予定。改正後の開示府令等の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用する予定。

金融

サステナビリティ開示の保証等、議論——金融審議会・ディスクロージャーWG

去る11月5日、金融審議会は第2回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

6月公表の「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」で示されているサステナビリティ開示に関し、さらに検討すべきとされた事項について、次の論点が表示され、議論が行われた。

サステナビリティ開示をめぐ る今後の議論

今後議論すべき事項として、複数の委員から人材育成について言及があり、「証券アナリストのような資格を作るのはどうか」といった意見も聞かれた。

サステナビリティ開示基準を めぐる今後の動向

国内の基準設定の方向性について、委員から「ISSB基準の最終化を待たずに国内での議

会計・監査・開示 ※来し方行く末

資本市場関係者の基本的な 役割②——投資家

公認会計士
市川 育義

投資家は、上場企業の株式や債券等による運用を行う主体で、多くの人々から資金を集めて運用する機関投資家（保険会社、年金基金、投資信託会社等）をはじめ、最近増加傾向にある個人投資家まで、かなり幅広い存在である。

次より、巨額の運用資産を抱え、企業に対する影響力の大きい機関投資家（資産運用会社）を前提に、その基本的な役割等について説明する。

① 魅力的な投資商品の開発・販売

機関投資家は、顧客のニーズに応じた投資商品（保険商品、投資信託等）を開発し、それを販売等することで、多くの顧客から巨額の資金を預かり、これを上場企業の株式や不動産等で運用することにより、顧客の投資価値の最大化を図ることとしている。個人投資家には、低コストで市場運動の運用成果が期待できる投資商品（インデックスファンド）が人気のようであるが（ただし海外も）、ESG等を宣伝する投資商品については、グリーンウォッシュに注意が必要といわれている。

業に供給するといった橋渡し役をしている。このため、個人投資家が増加傾向にある今日、幅広い投資家層からの資金を活用して、再生可能エネルギーの開発など、社会的課題の解決に向けた資金の流れを本格化させる重要な役割を担っているといえる。

したがって、投資先の上場企業に限らず、投資商品を開発・販売する機関投資家についても、今後さらなる開示内容の充実が求められることとなる。

② スチュワードシップ責任

機関投資家は、投資価値を棄損させるようなリスク要因に常に注意を払いながらも、運用資産に組み込まれた銘柄の入替えをするにとどまらない。本来は投資先企業の経営者や社外取締役とのエンゲージメント（対話）により、企業の経営方針や戦略等の理解を深めるとともに、企業側とは異なる視点からの質問や新たな提案をすることで、企業価値の向上に積極的に関わろうとするものである。

このような積極的な行動は、企業価値の向上を通じて、顧客の投資価値の最大化を実現しようとするものであり、受託者としてのスチュワードシップ責任を果たすことにつながるものである。

ただし、このような積極的な行動を伴う投資商品（アクティブファンド）は、顧客にとって魅力的で、資本市場にとっても望ましいといえるとしても、その手数料が高額となる。このため、実際には、低コストのインデックスファンドが選好される傾向もあり、機関投資家間で、企業価値向上への貢献度の違いが生じてしまうこともある。

③ 株主総会における議決権行使

株主総会における議決権の行使は、株主の権利であり義務ではないが、近年、機関投資家によるメリハリの効いた議決権行使が目立つてきている。

これはスチュワードシップ・コードにより、機関投資家が顧客の代理人としてスチュワードシップ責任を果たすため、自主的に、議決権行使の基本方針を明らかにするとともに、実際の議決権行使の結果を開示することが求められていることによるものである。

上場企業のように、開示が義務づけられているわけではないが、最近の役員選任議案への反対票は、機関投資家の行動変革を示す一例であるといえよう。

論を進めるべき」との意見が挙がった一方、「ISSB基準の構造もまだみえない段階であり、その動向を見据える必要がある」といった意見も聞かれた。

また、具体的開示内容について市場区分等に応じて段階的な対応を取るべきかどうかについて、作成者側の委員からは賛意が示されたものの、他の委員から「サステナビリティの趣旨から、市場区分で差をつけるのは意味がない」、「海外のように、企業規模によって適用時期を段階的にするのはわかるが、開示内容の差はつけるべきではない」と反対意見が多く聞かれた。

そのほか、わが国において、SSBJ以外の開示基準（たとえばISSB基準）を適用することについて、委員から「SSBJに一本化すべき」との意見がある一方で、「グローバル企業にはISSB基準を使いたいニーズがあるのでは」との意見も聞かれた。

SSBJの位置づけ
サステナビリティ開示基準を有報に取り込むにあたり、SSBJの法的位置づけについて議論された。

委員からは「ASBJに準じて金商法上で位置づけるのが望まし

いのでは」との意見が聞かれた。
サステナビリティ情報に対する保証のあり方

保証のあり方について、事務局から、保証の担い手（知見・専門性、独立性、人材育成）、保証の基準（国際的な基準との整合性）、保証範囲、保証水準、有報の記載欄での任意の保証の言及といった論点が示された。

委員からは「担い手は公認会計士の役割が大きい」、「保証機関の品質確保のために許可制にしては」、「国際的な保証基準の議論にオールジャパンで意見を

監査 内部統制に係る評価範囲の記載が焦点に——企業会計審議会内部統制部会

去る11月8日、金融庁・企業会計審議会は、第23回内部統制部会（部会長・橋本尚・青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科教授）を開催した。前回審議（2022年11月10日号（No.1660）情報ダイジェ

スト参照）を踏まえ、内部統制報告制度の見直しの方向性に係る事務局案（図表）が示され、意見が求められた。

内部統制の評価範囲

特に(2)の数値基準、三勘定に

発信すべき」、「開示基準が検討中の段階であり、保証は中長期的課題である」、「GHG排出量のスコープ3は推定値となるが、その開示に対する保証をどこまでするか詳細な検討が必要」、「任意の保証についても一定のルールが必要」といった意見が聞かれた。

ロードマップ

わが国のサステナビリティ開示の段階的な拡充に向けたロードマップを作成していくことについて、多くの委員から賛意が示された。

係る例示の記載の是非については、委員のなかでも意見が分かれた。記載の削除への反対意見としては、「実務に混乱が生じる」、「リスクアプローチにおいては、意図的にリスクの範囲を狭める懸念もある。数値基準や例示などで客観的な根拠を示すことも重要」といった声が上がった。一方で、「数値基準等が残ってしまったら、これまでと変わらない」、「基準からは削除し、必要に応じてQ&Aなどで言及

(図表) 内部統制報告制度の主な見直しの方向性(案)

(1) 内部統制の基本的枠組み	・内部統制とガバナンスおよびERM(全社的なリスク管理)との関係の明記 ・サステナビリティ情報などの非財務情報を今回は見直しの範囲には含めないものの、次の2点をどう考えるか。 (i) サステナビリティについては中長期的課題と位置づけ、この点の重要性を前文で記載する。 (ii) 内部統制の基本的枠組みのなかで、「財務報告」を非財務情報を包含する「報告」に変更する。 ・経営者による内部統制の無効化、取締役会および監査役等の役割や責任などの記載、ITに係る全般統制および業務処理統制に係る記載を充実させるために考慮すべき事項
(2) 経営者による内部統制の評価範囲	・内部統制の「評価の範囲の決定」の記載の見直しにあたり、次の2点についてどう考えるか。 (i) 数値基準、三勘定に係る例示を削除し、前文等で、これらを削除した理由および今後の実務におけるこれらの数値基準等の利用を否定するものではないことを記載する。 (ii) もしくは、数値基準、三勘定に係る例示を存置しつつ、リスクベースの考え方の記載を充実させる。 ・監査人との協議等の記載を充実させるために考慮すべき事項
(3) 監査人による内部統制監査	・経営者によるリスクベースの内部統制評価を促していく観点から、次の2点について、どう考えるか。 ① 次の事項等の実施 (i) 経営者と監査人の協議の促進 (ii) 監査人による経営者の評価範囲の妥当性検討における、財務諸表監査の監査証拠のさらなる活用 (iii) 内部統制(監査)報告書における開示の充実(評価範囲、意見相違など) ② 監査人には、内部統制の有効性の評価の表明(いわゆるダイレクトレポーティング)も求める。
(4) 内部統制報告書の訂正時の対応	・訂正内部統制報告書の記載事項や、前年度に開示すべき重要な不備が存在することを表明した場合の取扱い等の明記
(5) 上記以外の個別課題	・前回の議論において、中長期的課題として、将来的に会社法と金商法の内部統制が統合した場合の対応、訂正報告における監査証明の取扱い等が挙げられた。これらの論点を検討する際、留意しておくべき事項はあるか。

※見直しに応じて、内部統制報告書等の記載事項を示した関係府令の改正の検討についても示された。

する形にすべき」として、記載の削除を求める意見もあった。

また、実務への影響を考慮しつつ、「今回の見直しでは記載を続け、前文等において今後削除していく方向であることを示すのはどうか」との案も聞かれた。

その他の論点

(1)のERM、COSO等への言及については、十分な理解につながるように、趣旨などを明示することが求められた。

非財務情報の取扱いに関しては、前文等での言及に賛成する意見がある一方で、「開示や監

査の基準が検討されているなかで記載することは時期尚早」と懸念する意見も複数聞かれた。

(3)で言及されたダイレクトレポーティングについては、反対もしくは慎重な検討を求める意見が大半であった。

(4)については、特段の異論は聞かれなかったものの、「改善状況だけではなく、訂正の理由をしっかりと説明させるべき」との意見があった。

(5)に関しては、課徴金の検討なども今後の留意事項として提案された。

会計

自己に割り当てた暗号資産に関する議事概要、公表—ASBJ

去る11月7日、企業会計基準委員会第490回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

ICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い

第489回親委員会(2022年11月10日号(No.1660)情報ダイジェスト参照)に引き続き、2023年度税制改正要望に関連して、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の

取扱いについての質問への対応が審議された。

自己に割り当てた暗号資産につき、時価評価されないとの事務局分析に異論は聞かれず、その審議内容を議事概要別紙として公表することが了承された(https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/2022/11/07_490g_02.pdf)。

資金決済法上の「電子決済手段」

第149回実務対応専門委員会(2022年11月10日号(No.1660)情報ダイジェスト参照)に引き続き、第1号電子決済手段の発行および保有に係る会計処理について、次の事務局案が示され、審議された。

保有者において、資産の認識・認識の中止の時点は受渡日とし、原則として、券面額に基づく価額をBS価額とする。また、取得価額と券面額が異なる場合には、差額は当期の損益として計上する。

発行者において、負債の認識および認識の中止を受渡日で行う。期末における評価は、債務額をもってBSに計上する。

委員から特段の意見は聞かれなかった。

リース会計基準の改正

(1) 借地権

第122回リース会計専門委員会(2022年11月10日号(No.1660)情報ダイジェスト参照)に引き続き、借地権の取扱いが審議された。

事務局から、「借地権の対価として授受される権利金は、使用権資産の取得原価に含め、当該権利金もリース期間にわたり

償却する。また、改正リース会計基準等の適用前に無形固定資産に計上された権利金について、経過措置を設ける」とする案が示された。

委員からは「経過措置は詳細に検討すべき」との意見が聞かれた。

(2) 借手の表示・注記

第122回専門委員会に引き続き、借手の表示・注記の審議が行われ、次の事務局案が示された。

① 注記事項について、財務諸表利用者の利便性を考慮し、それぞれ性質の類似する項目ごとに会計方針の注記等の4つの項目に分類する。

② 短期リースのリース料と少額資産のリースのリース料の取扱いを一部修正する(両リースのリース料の合算の開示を認める等)。

委員からは、「②の合算した情報に有用性があるか疑問」といった意見が聞かれた。

(3) IFRS16号「リース」における設例の取扱い

第122回専門委員会に引き続き、「IFRS16号の『設例1—鉄道車両』、『設例5—トラックのレンタル』、『設例6—

船舶』、『設例7—航空機』は採り入れないが、リースの識別における指図権の思考プロセスを示すためのフローチャートを取り入れる」事務局案が示された。委員からは特段の意見は聞かれなかった。

(4) リース会計基準改正に伴う他の基準の修正

以前提案された不動産流動化実務指針等の改正案を一部修正した案が示され、委員からは特段の意見は聞かれなかった。

金融資産の減損

第189回金融商品専門委員会(2022年11月10日号(No.1660)情報ダイジェスト参照)に引き続き、次の追加的な検討を行うこととした事項について、事務局案が示され、審議された。

(1) 信用リスクを見積る期間について、予想継続期間に関する定めの例外として、1年未満の場合には見積期間を1年とすることをオプションとして認める。

(2) マネジメント・オーバーレイについて特段の記載を行わない。

委員からは特段の反対意見は聞かれなかった。

ステップ2と同時並行でステップ3も検討開始—ASBJ、金融商品専門委

去る11月2日、企業会計基準委員会は第190回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損の会計基準の開発に關し、ステップ2ではIFRS9号「金融商品」の分類および測定に關連する論点を引き続き検討するが、効率的な開発を行うため、ステップ3の検討を同時並行的に進めることとなった。

なお、ステップ3では、ステップ2の予想信用損失モデルを選択した銀行等金融機関を対象に、貸付金以外への適用に關する検討を行う。

ステップ3の進め方

ステップ3では、次の論点を検討する。

- ① 日本基準では著しい時価の下落が生じた際に減損処理を行い、IFRS9号では減損の一般的なアプローチが適用される金融資産（例…満期保有目的の債券、その他有価証券に分類される債券）
- ② 日本基準では債務保証引当金を計上し、IFRS9号で

は減損の一般的なアプローチが適用される金融商品（例…金融保証契約）

③ 日本基準では明示的な定めがなく、IFRS9号では減損の一般的なアプローチが適用される金融商品（例…取消不能なクレジットカード、ローン・コミットメント契約）

なお、銀行等において取扱いが少くない営業債権、契約資産、リース債権は、一般事業会社を対象とするステップ5で別途検討することが提案された。

専門委員会からおおむね賛同されたが、「どの論点をどこまで深く議論するかは、適宜確認すべき」との意見が聞かれた。

金融保証契約の発行者の取扱い

- (1) 現行の取扱い
IFRS9号では、金融保証契約について予想信用損失モデルを適用し、損失評価引当金を認識すること等が求められている。一方、日本基準では、適用範囲についての定めはないものの、一般的に、債務者区分に基

づき評価性引当金として貸倒引当金が計上されている。

(2) 事務局提案

IFRS9号の定めをそのまま取り入れた場合、金融保証契約の定義を満たすものについては、引当に關するモデルを変更し、IFRS9号の一般的なアプローチによって予想信用損失を見積ることとなる。また、当初認識以降は予想信用損失の金額と前受保証料の残高を比較し、いずれか高いほうを負償として計上する必要がある。

この場合、実務負担としては、次の2点が考えられる。

- ① ステップ2で審議した貸付金と同様のモデルを採用し、パラメーターに關連するデータを整備する必要がある。
- ② 予想信用損失の金額と前受保証料の残高を比較しなければならず、これらのデータ紐づけに係る業務プロセスやシステム対応が必要となる。

実際、専門委員会からも「貸倒引当金と保証料を管理するシステムは異なり、データの紐づけは実務上困難。ポートフォリオ単位の比較とするなど、別途対応を考へるべき」との懸念が聞かれた。

会計 第3号電子決済手段の取扱いを検討—ASBJ、実務対応専門委

去る11月2日、企業会計基準委員会は第151回実務対応専門委員会を開催した。前回（2022年11月10日号（No.1660）情報ダイジェスト参照）に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有に係る会計上の取扱いについて審議された。前回の第1号電子決済手段に關する審議を踏まえ、第3号電子決済手段（特

認識および認識の中止の時点

前回、事務局は、第1号電子決済手段について、認識または認識の中止の時点を受渡日として定めることを提案した。

第3号電子決済手段については、受益証券が発行されている場合の譲渡の効力は、譲渡人と譲受人の合意により生じる

が、資産の利用による便益を享受できる時点は、第1号電子決済手段と同様であると考へられる。そこで事務局は、第3号電子決済手段の認識および認識の中止の時点も受渡日として定めることを提案した。

測定

前回、事務局は、第1号電子決済手段について、価値の尺度を表す券面額で測定すること、また、信用リスクに關する取扱いを特段定めなことを提案した。

この点、第3号電子決済手段は、次のような性質を有すると考へられる。

- ・送金・決済手段に用いられることが想定されている
- ・法定通貨との価値の連動性が確保され、送金・決済手段の価値の安定を図るしくみとなっている
- ・信託財産の全額が預貯金により分別管理され、第3号電子決済手段の発行価額と同額の現金が確保されている
- ・分別管理により信託財産の倒産隔離が図られている

以上から、事務局は第3号電子決済手段について、原則とし

て、券面額に基づく価額を貸借対照表価額とし、また、取得価額と券面額が異なる場合には、差額を当期の損益として計上することを提案した。

専門委員からは、おおむね賛意が示されたが、「第3号電子決済手段の性質の判断にあたり、分配や利息の発生の有無は無視できない項目。考え方を明確にしてほしい」などの意見が聞かれた。

発行者における会計処理

第3号電子決済手段は金銭の信託であり、その発行者は受託者である信託となる。

会計

貸手の表示・注記に関する検討、進む——ASBJ、リース会計専門委

去る11月8日、企業会計基準委員会は第123回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

表示および注記（貸手の注記事項の構成）

(1) 聞かれた意見に対する事務局提案

貸手の表示・注記について、第486回親委員会および第120回専門委員会（2022年10月1日号（No.1656））情

事務局は、これまでASBJが公表してきた会計基準等では、信託における受託者の具体的な会計処理について明らかにされていないこと、また、信託

法上、信託の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされ、その慣行には、これまで定着している信託会計の慣行も含まれると考えられることから、第3号電子決済手段のみ具体的な会計処理について特段定めないこととする提案をした。

専門委員からは、特段の異論は聞かれなかった。

報ダイジェスト参照）で聞かれた意見とその対応方針が示され、検討された。

主な検討事項は次のとおり。

① リース債権・リース投資資産に重要な変動がある場合の注記

前回の事務局案に対して、収益認識基準では契約資産・負債の残高の重要な変動について定量的開示が求められていないが、リース債権・リース投資資産に

ついては定量的開示を求めることに異論が聞かれていた。

再提案では、収益認識基準と同様の定めとし、必ずしも定量的情報を求める必要がない旨を定めることとした。

② リース債権・リース投資資産の構成要素の注記

前回事務局案では、リース債権の構成要素（リース料債権部分と受取利息相当額）、リース投資資産の構成要素（リース料債権部分、受取利息相当額および見積残存価額）の開示について、区別して開示することとされておき、賛否両方の意見が聞かれていた。

再提案では、リース債権の期末残高がリース債権の期末残高とリース投資資産の合計額に比して重要性が乏しい場合、リース債権とリース投資資産の合算での注記を容認することとした。

専門委員からは、「この案が作成者企業の評価にプラスになるならば、強く反対はしない」との意見が聞かれた。

(2) 注記事項の分類

借手の場合と同様、注記事項について、財務諸表利用者の利便性を考慮し、それぞれ性質の類似する項目ごとに次の4つの項目に分類する案が示された。

① 会計方針の注記

② 区分表示の定めに対する補足情報

③ リース特有の取引に関する情報（変動リース料等）

④ 当期および翌期以降のリースの金額を理解するための情報

リース基準改正に伴う他の基準の修正

リース会計基準の改正に伴う他の基準の修正について検討が行われた。

(1) 賃貸等不動産時価開示会計基準等

企業会計基準20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の改正について、検討が行われた。

事務局提案は、次のとおり。

・棚卸資産に分類されている不動産以外のものであり、賃貸収益またはキャピタル・ゲインの獲得を目的として借手が使用権資産の形で保有する不動産を賃貸等不動産の定義に含め、賃貸等不動産の定義を満たす使用権資産について、時価の注記を求める。
・使用権資産の時価算定においては、リース期間にわたって

毎月同額である固定リース料のみでリース料が構成される場合等、リース負債の測定に必要な情報を基礎として時価の合理的な見積りを行うことができる場合があり、時価を算定するためのコストの増加が多とならない場合があることを結論の背景に記載する。
・賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動については、所有資産と使用権資産を区分して注記する。

専門委員からは、「対象の賃貸等不動産の範囲を作成者にかかるよう明示したほうがよいのでは」といった意見が聞かれた。
(2) SPCに関する監査上の留意点Q&A

日本公認会計士協会が公表している「監査・保証実務委員会実務指針90号『特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点』についてのQ&A」を、第121回専門委員会（2022年10月10日号（No.1657））情報ダイジェスト参照）で提案された不動産流動化実務指針の改正と整合させる改正について検討がされた。
専門委員からは特段の意見は聞かれなかった。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2022年 11月4日	提案書「電子提供制度の実務対応」	東京株懸	上場会社にとって喫緊の課題である電子提供制度の実務対応を取り上げ、従来のプラクティスでは想定されない実務上の問題が多く考えられるであろう。書面交付請求の実務対応と招集通知作成等の実務対応を中心に電子提供制度のもとでの実務について検討し、その成果を提供するもの。「電子提供制度の概要」、「書面交付請求の実務対応」、「招集通知作成等、電子提供の実務対応」、「その他の実務対応」の章で構成され、計74問にわたるQ&Aにて、論点ごとに端的に実務対応のあり方や留意点を示している。 https://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2022_09.pdf	—

金融 ドル高・円安を強化するパウエル 発言

米連邦準備制度理事会（FRB）は11月1、2日の2日間にわたり米連邦公開市場委員会（FOMC）を開催し声明文を発表した。注目された文言が、「FOMCはこれまでの数回にわたる金融引締めや、経済・金融情勢を考慮する」だった。今回は0.50%ポイント幅に引締めの手を緩めるのでは、とのハト派寄りの思惑を市場に生んだようだ。

NYダウは声明文公表直後から約500ドル上昇したが、その後パウエル議長の記者会見が始まると、議長のタカ派的な発言を嫌気して反落、声明文直後の高値から約1,000ドル下落する結果となった。次回引締め幅を縮小させるところか、縮小の議論は開始するにとどまっただけだ。利上げを減速させる金利水準は極めて不透明で、前回の会合以降のデータをみると、この水準が上がっている、インフレ抑制は道半ばである、声明文の「金融政策が影響を与える時間差」について最近短くなっているとの意見もある、

利上げ停止の議論は時期尚早である、とむしろ引締め姿勢を強調する発言になった。

金利・為替市場では、米長期金利は声明文で低下、議長会見で上昇、ドル/円相場は声明文で下落（円高）、議長会見で上昇（円安）といった動きだった。為替相場については、パウエル議長も会見のなかで興味深い発言をしている。世界経済について質問に答えている部分で、「ドル高が試練になっている国もある」一方で、「アメリカはインフレ抑制のために手段を講じる必要がある」と述べているところだ。日本のような対ドルで円安が急速に進んだ国は、輸入物価が上昇する試練があるのはわかるが、アメリカは関係なくインフレ抑制の手は緩めない、とも聞こえる。

主要7カ国（G7）財務相・中央銀行総裁会議でドル高抑制策を主張し、単独為替市場介入を行った日本へのけん制とも取れる発言だ。パウエル議長発言で当面のドル高・円安がむしろ強化された形になった。

証券

インフレ退治の展望は開けるか？

11月上旬、アメリカ中間選挙、ウクライナ情勢など、株式市場を取り巻く政治情勢に関心が高まった。中間選挙は事前予想では共和党優勢という評判だったが、フタを開けてみると、与党民主党の善戦が目立ち、歴史的にウォール街が支持してきた共和党は予想外の苦戦という評価になったようだ。

日本、中国、韓国、台湾などアジア主要国の株価も一斉に下げた。

しかし、冷静にみると、株式市場が気にする経済政策・政策スタンスでは現在、バイデン大統領と野党共和党との差はあまりないように思われる。というより、歴史的な高インフレに見舞われている米経済の現状では、差があるはずがないのである。

インフレ抑制に向けた手段と

して、米連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策が重要となる。加えて、インフレに苦しむ一般国民の救済、負担軽減のためにさまざまな財政出動を図ることが考えられる。

米以外の主要国も高インフレに悩んでいるが、インフレが加速する要因となったのが、ウクライナ侵攻である。エネルギー・資源大国ロシアに対する欧米諸国による経済制裁は、エネルギー、各種資源の需給逼迫を深刻化させ、価格高騰、インフレ昂進をもたらした。

侵攻開始から8カ月が過ぎたが、ロシアの苦戦、侵略されたウクライナの反攻が目立つてきた。米中間選挙と時を同じくして、ロシアの戦略転換（占領した拠点を都市ヘルソンからの撤退）が公表された。これは戦争の大きな転機となるのではないかと、という見方が強まっている。はたしてこれが戦争終結へつながるのか、もちろん楽観はできないが、わずかながら先行きの明るさに期待する声もある。

FRBの金融政策手腕、ウクライナ戦争の転機は、ともに世界の懸念要素であるインフレの改善につながり得るものだ。期待して見守りたい。